

公共工物品質確保に関する議員連盟総会 国土交通省説明資料

(令和3年2月15日)

新・担い手3法の運用状況、 建設業の働き方改革等について

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更
（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による
生産性向上

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止
（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

1. 建設業の働き方改革の推進

令和2年 春

- 入契調査等を踏まえ、取組の遅れている地方公共団体が自らの現状を認識し自主的な取組が促されるよう、**平準化率と具体的な取組状況を「見える化」して公表**（4月）

〔 ※すべての地方公共団体の平準化率を公表。ゼロ債務負担や繰越手続等について、設定割合や実施時期など、具体的なデータを公表「見える化」結果を反映し、地方公共団体の優良事例について、「さしすせそ事例集」を改訂 〕

- 「見える化」の結果を受けて、平準化に関する取組をより一層推進するよう、**国土交通省と総務省の連名で、地方公共団体に対して要請**（4月）

- 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する**全国統一指標として、地域平準化率※(施工時期の平準化)を決定・公表**

〔 ※国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した地域ブロック単位・県域単位の平準化率（地域発注者協議会において、地域ブロック・県域ごとの目標値を設定し、各発注機関別の平準化率を併せて公表） 〕

令和2年 夏

- 特に平準化が進んでいない**人口10万以上の市(136団体)**に個別ヒアリングを実施。「さしすせそ」の取組が**未実施の団体等を個別訪問**などし、**担当幹部に直接に要請**

- **土木部局以外の部局間連携の推進**について、総務省と連名で通知。併せて、**農水省、文科省、環境省等、関係省庁からも都道府県等の事業部局に対して通知**を発出（9月）

秋・冬

- **全建や全中建と連携し、「見える化」結果を踏まえ、地域の建設業者にアンケートを実施**（地域の元請建設業団体 **22協会 約180企業**から意見を聴取）（全建17協会、全中建5協会）

- **債務負担行為の活用が未実施の団体(約90団体)**に対して、個別にヒアリングを実施

- 平準化に資する**国庫債務負担行為の活用**について、これまで設定していた直轄事業に加えて**補助事業も対象に拡大**

- **全国統一指標(地域平準化率等)の目標値を決定・公表**

[適正な工期設定] 工期に関する基準 (概要)

- 新・担い手3法成立を踏まえ、中央建設業審議会において、「工期に関する基準」を作成・勧告(令和2年7月)
- 当初契約や変更契約にあたり発注者及び受注者が考慮すべき事項の集合体であり、適正な工期を確保するための基準

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与 (ii) 一品受注生産 (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii) 公共工事における考え方 (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
 - 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間
 - 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
 - 建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保
- (3) イベント
 - 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- (4) 制約条件
 - 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- (5) 契約方式
 - 設計段階における受注者(建設業者)の工期設定への関与、分離発注 等
- (6) 関係者との調整
 - 工事の前に実施する計画の説明会 等
- (7) 行政への申請
 - 新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生
 - 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更
 - 当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- (10) その他
 - 施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は別紙に整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事 (ii) 土工事 (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事 (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期 (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路状況の影響 (ix) その他
- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査 (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原型復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

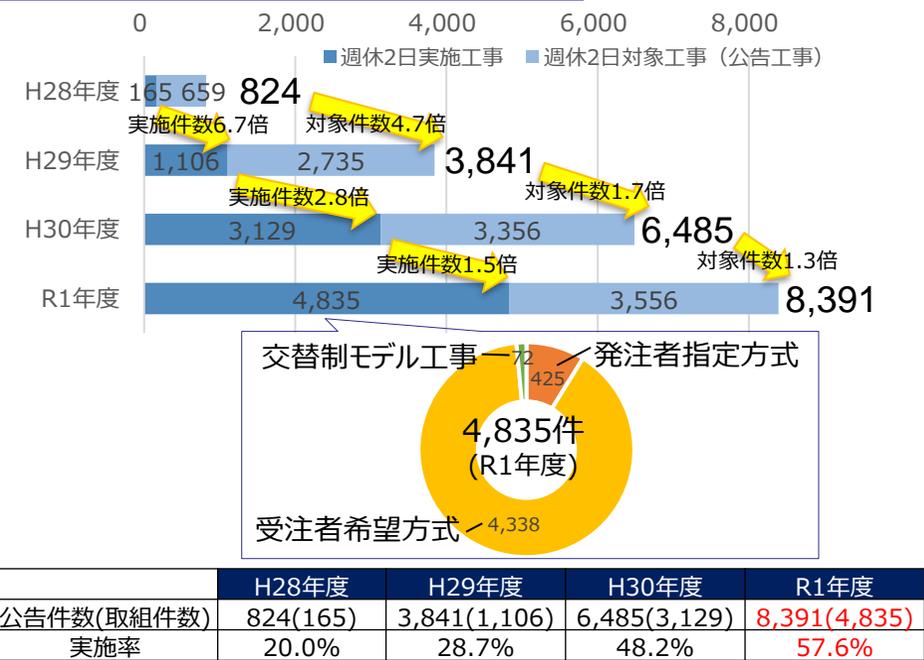
- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
 - 駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
 - 受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
 - 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

- 直轄工事において、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施している。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進する。

週休2日工事の実施状況（直轄）



週休2日工事の実施状況（都道府県・政令市(計67団体)）

- H29年度：実施済39団体
- H30年度：実施済56団体
- R1年度：実施済66団体

週休2日の推進に向けた取組

- **週休2日の実施に伴う必要経費を計上**
 - R2年度より、**共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し**、必要経費を計上する試行を継続。
 - **受注者希望方式の積算方式も、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行う。** ※()は空港土木

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02(1.01)	1.03(1.02)	1.04(1.03)
現場管理費率	1.03(1.01)	1.04(1.03)	1.06(1.04)

週休2日の実施により、現状より工期が長くなることに伴う必要経費に関する補正

- **週休2日交替制モデル工事の試行**
 - R1年度より、現場閉所が困難な維持工事等において、**工事従事者が交替で週休2日を確保するモデル工事を試行**。達成状況に応じて労務費を補正。

休日率	4週6休以上 7休未満	4週7休以上 8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05

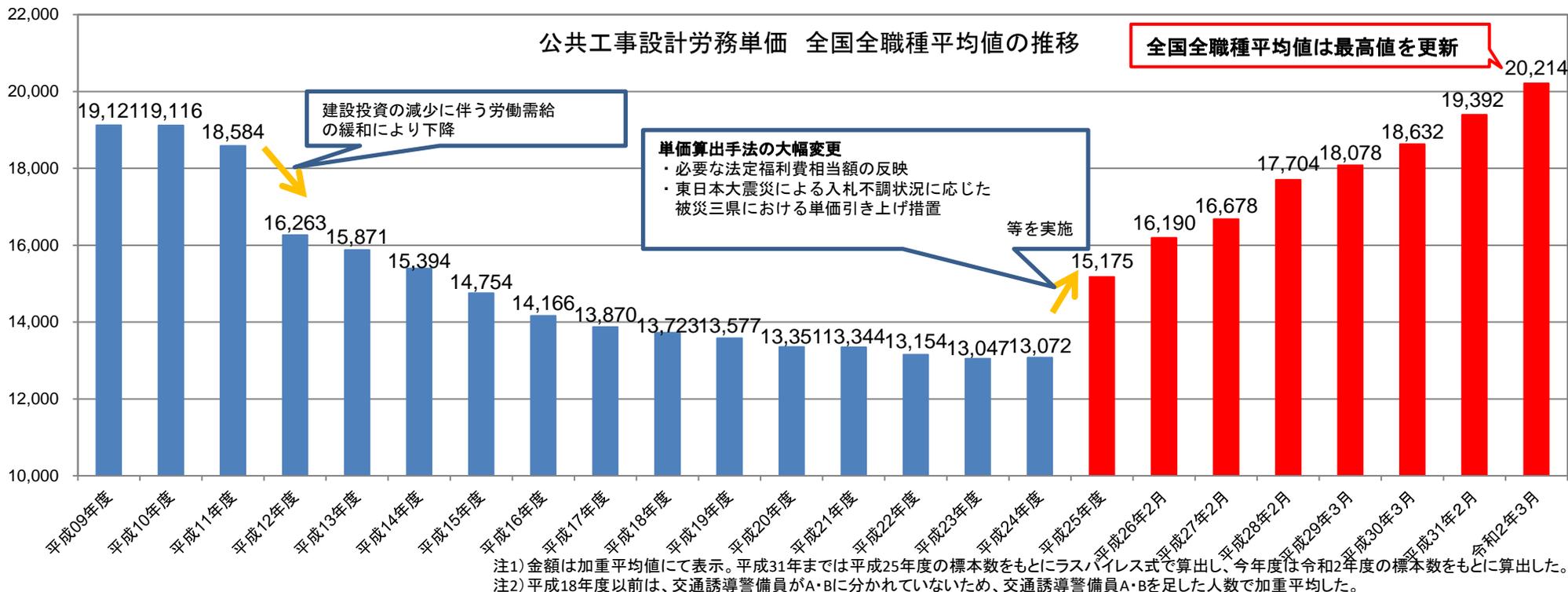
※現場施工体制(技術者・技能労働者)の確保に特別な費用等が必要となる場合は協議

- **工事成績評定による加点**
 - 4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

➤ 令和2年度は、**原則全ての工事**を「週休2日対象工事」として公告。

2. 予定価格の適正な設定や処遇改善の取組

○全国全職種平均値は最高値を更新し、20,000円の大台に



○伸び率については、8年連続の引き上げとなったが、全国平均の伸び率は過去8年間では最小の数値。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

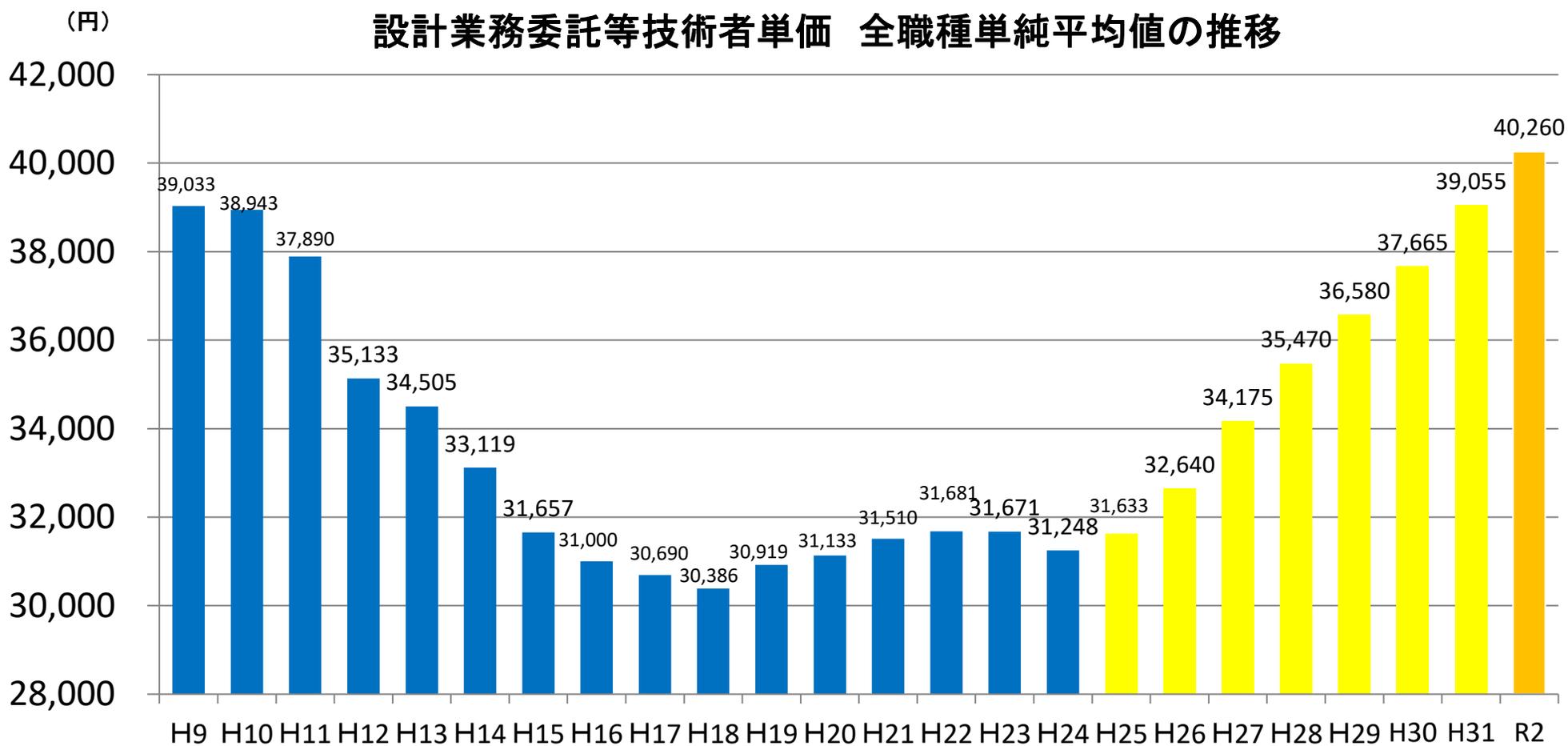
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	H24比
全 国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	+51.7%
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8%	→ +3.3%	→ +1.9%	→ +3.6%	→ +2.9%	+68.8%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

設計業務委託等（設計、測量、地質関係）

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

➡
全職種平均
40,260円
 平成31年3月比；**+3.1%**
 （平成24年度比+28.8%）



- 競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが原則(会計法、地方自治法)
- ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**※又は**最低制限価格制度**の適切な活用を徹底。
また、**低入札調査基準価格の適宜の見直し**を推進
※低入札価格調査基準に基づいて算出した価格を下回った場合、履行可能性の調査を実施し、当該価格では履行可能性が認められない場合には、排除

取組状況

- H27. 2 総務省と連名で、地方公共団体にダンピング対策の強化を要請 (未導入団体における早急な制度の導入、公表時期の見直し)
- H28. 4 低入札価格調査基準の改定 (現場管理費の算入率を0.80→0.90に引上げ)
- H29. 4 低入札価格調査基準の改定 (直接工事費の算入率を0.95→0.97に引上げ)
- H31. 4 低入札価格調査基準の改定 (調査基準の範囲を0.70~0.90→0.75~0.92に引上げ)

低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況 ~95団体が未導入~

区分	都道府県	指定都市	市区町村
低入札価格調査制度を 導入済み	47	20	762
	100.0%	100.0%	44.3%
最低制限価格制度を 導入済み	44	20	1509
	93.6%	100.0%	87.7%
いずれの制度も未導入	0	0	95
	0%	0%	5.5%

<未導入団体の推移>

H18 484 団体
 ↓
 H20 359 団体
 ↓
 H24 232 団体
 ↓
R1 95 団体

低入札価格調査基準の改定状況 ~約3分の2の市区町村では低水準~

区分	都道府県	指定都市	市区町村
H31.4中央公契連モデル以上	17	3	37
	36.2%	15.0%	4.9%
H31.4中央公契連モデル相当	23	5	219
	48.9%	25.0%	28.7%
上記以外	7	12	506
	14.9%	60.0%	66.4%

【範囲】
 予定価格の**7.5/10~9.2/10**
【計算式】
 ・直接工事費×0.97
 ・共通仮設費×0.90
 ・現場管理費×0.90
 ・一般管理費等×0.55
 上記の合計額×1.10

3. 建設現場の技術者に関する規制の合理化

- 監理技術者を補佐する者を専任で配置することにより、元請の監理技術者の複数現場の兼務を可能とする
- 特定専門工事において、一定の要件を満たす場合、下請の主任技術者の配置を不要とする

監理技術者の専任の緩和

● 改正法の概要

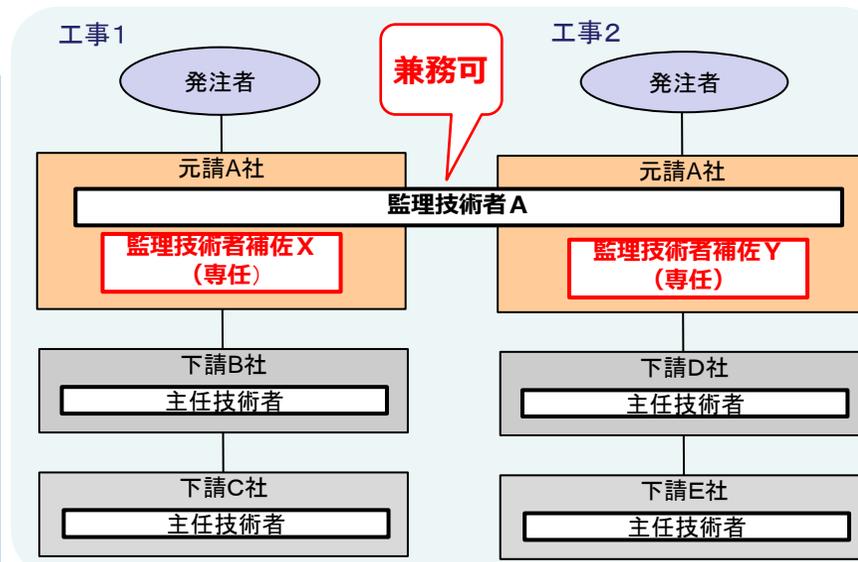
監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合、監理技術者の複数現場の兼務を認める

● 建設業法施行令・関係告示等

- ・監理技術者を補佐する者は、1級の施工管理技士補※等を対象と規定
※法改正における技術検定制度の見直しに伴い創設される制度
- ・兼務可能な現場数は2現場と規定

● 監理技術者運用マニュアル

兼任できる工事現場の範囲は、工事内容等を考慮し、元請としての職務を適正に遂行できる範囲とし、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい旨を明確化



主任技術者の配置義務の見直し

● 改正法の概要

特定専門工事(施工技術が画一的で、施工管理の効率化を図る必要がある専門工事)では、一定の条件※を満たす場合、元請等の主任技術者が、下位下請の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことができる

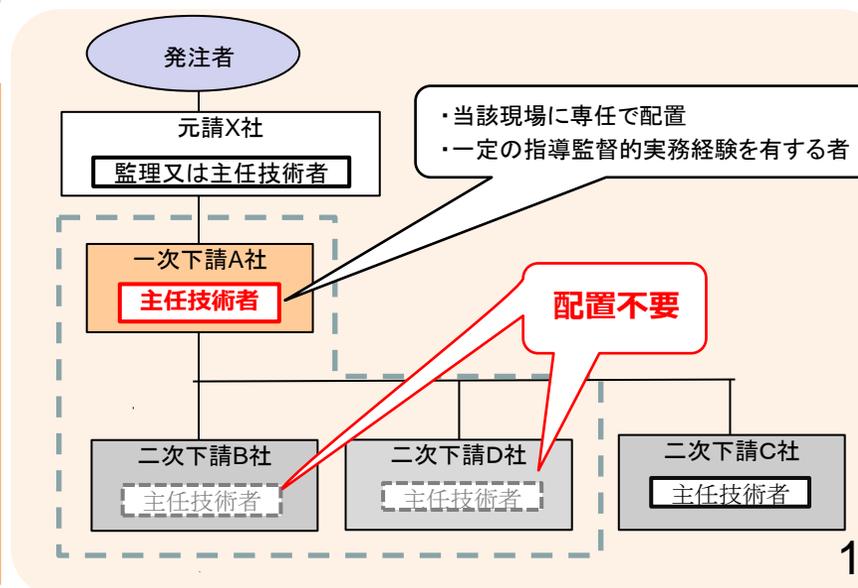
※元下間の合意、元請等の主任技術者をその現場に専任で配置すること等

● 建設業法施行令

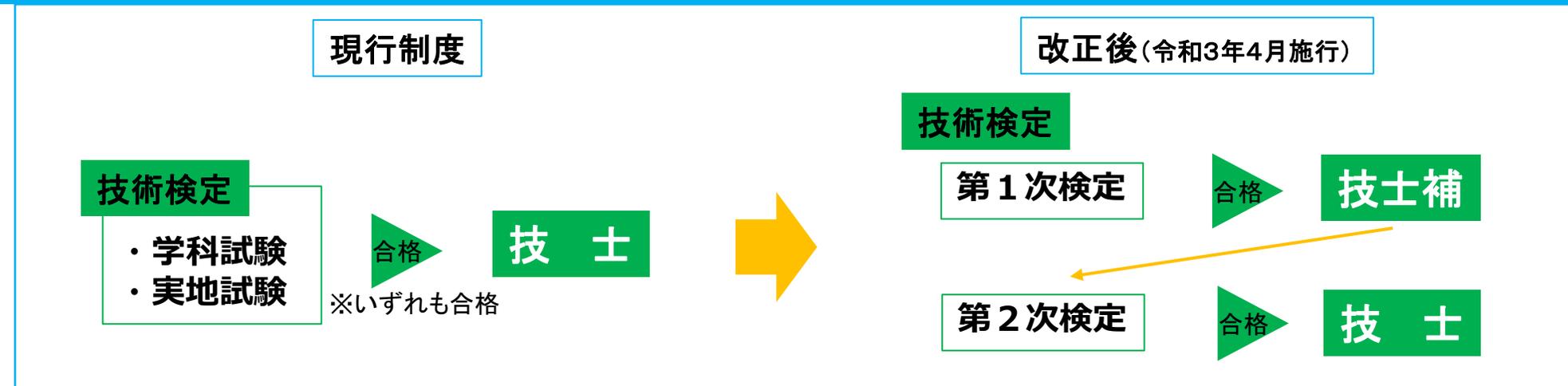
特定専門工事は、下請代金が3,500万円未満の鉄筋工事・型枠工事と規定

● 監理技術者制度運用マニュアル

元請等が配置する主任技術者の要件の一つである「指導監督的実務経験」を明確化



技士補制度の創設



受検資格の見直し

○ 2級の第2次検定合格者については、1級の第1次検定を受検するにあたり、1級相当の実務経験を不要とする



○ 17歳以上で受検可能な2級の第1次検定合格者には、2級技士補の称号が付与される

4. 災害時の緊急対応等、 業務に関する発注関係事務の適切な実施に向けた取組

<入札契約>

○ 入札契約の方法について

- ・発災直後から一定の間に対応が必要となる応急復旧事業や緊急度が極めて高い本復旧事業については、随意契約を活用すること
- ・上記以外の当面の復旧工事等は、指名競争入札又は可能な限り手続きに要する期間を短縮した一般競争入札を活用すること

○ 入札及び契約で配慮すべき事項

- ・ 手続の簡素化・迅速化を行うこと
- ・ 透明性・公正性の確保すること
- ・ ダンピング対策を徹底すること
- ・ 特定調達契約の対象工事等でも期間短縮等が可能

○ その他

- ・ 災害復旧工事等の発注について、他の発注者との連絡を密に行うこと

※災害復旧工事等:災害応急対策、災害復旧に関する工事及び調査・設計・測量等

<施工段階>

○ 工事の一時中止

- ・ 今般の豪雨災害により施工できなくなった工事について、的確に工事の一時中止を指示すること
- ・ 施工中の工事が被災していない場合においても、優先度の高い緊急復旧等の調査、計画検討、工事等への対応が必要であるときは、被災地における災害応急対策を優先して行うことができるよう、当該施工中の工事について、施工会社の意向も踏まえ、工事の一時中止を指示すること
- ・ なお、繰越等の措置を適切に講ずること

○ 前金払の適切な実施

- ・ 受注者である建設企業の意向も踏まえ、出来る限り速やかに前金払を行うこと
- ・ 暫定契約書などを活用し、積極的に前金払を行うこと

※調査、設計、測量等の業務も同様

<設計・積算>

○ 適切な予定価格の設定

- ・ 見積りを活用するなど、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めること

○ 適切な代金の支払い

- ・ 工事費の精算に当たり、直接工事費の材料単価の変動については、単品スライド条項を適切に実施すること
- ・ 遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めること

直轄事業における先導的な取組

直轄事業における先導的な取組

- 国土交通省では、大規模発注者として、品確法・運用指針等に位置づけられた取組等を直轄事業等において先導的に実施。
- 発注者間で連携し、地域発注者協議会等において直轄や各発注者の取組を共有・展開。

■運用指針におけるポイントと直轄における最近の主な取組

必ず実施すべき事項

予定価格の適正な設定

- 週休2日制工事及び交替制工事における間接工事費の補正……………p39
- 週休2日制工事における市場単価方式の補正係数の設定……………p40
- 少雪時における除雪工の経常的経費の積算……………p41
- 大規模災害における復興係数・復興歩掛の継続……………p42

適正な工期設定

- 直轄土木工事における適正な工期設定指針……………p43

計画的な発注や施工時期・履行期間の平準化

- 中長期的な発注の見通し公表……………p44,45

発注者間の連携

- 地域発注者協議会における取組指標・目標の設定 ～新・全国統一指標～……………p46

実施に努める事項

ICTを活用した生産性向上

- i-Construction, 建設現場のデジタル化の推進(遠隔臨場等)……………p47～49
- インフラ分野のDX 国交省の推進本部において省横断的な取組を推進……………p50

総合評価落札方式の改善

- 海外で活躍する技術者を国内で評価し海外展開を促す仕組みの構築……………p51

災害対応

随意契約等の適切な入札契約方式の活用

- 迅速な災害復旧に向けた随意契約等の実施(令和2年7月豪雨)……………p52
- 円滑な事業推進に寄与する入札契約方式:フレームワークモデル工事の試行……………p53

週休2日制工事及び交替制工事における間接工事費の補正

- H29年度より現場閉所の状況に応じた週休2日の経費補正を実施。実態調査の結果を踏まえて、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を継続。
- R1年度から、交替制による休日確保を推進するモデル工事を試行。交替制により必要となる現場管理費について、補正係数を新たに設定。

週休2日の補正係数

- 週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を引き続き継続

(R3年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

週休2日交替制モデル工事の試行

- 交替制モデル工事における週休2日の実現に向けた環境整備として、労務費の補正の他、新たに現場管理費の補正係数を設定

(R2年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	—	—	—



(R3年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

週休2日制工事における市場単価方式の補正係数の設定

- 市場での取引価格の実態を調査し、施工単位で取りまとめた積算方式である「市場単価方式」による積算については、労務費、機械経費等の費用が明らかとなっておらず、従前設定していた補正係数が適用できていなかった。
- 令和3年3月より、市場単価方式についても、週休2日の現場閉所の実施状況に応じた補正係数を新たに設定。

週休2日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

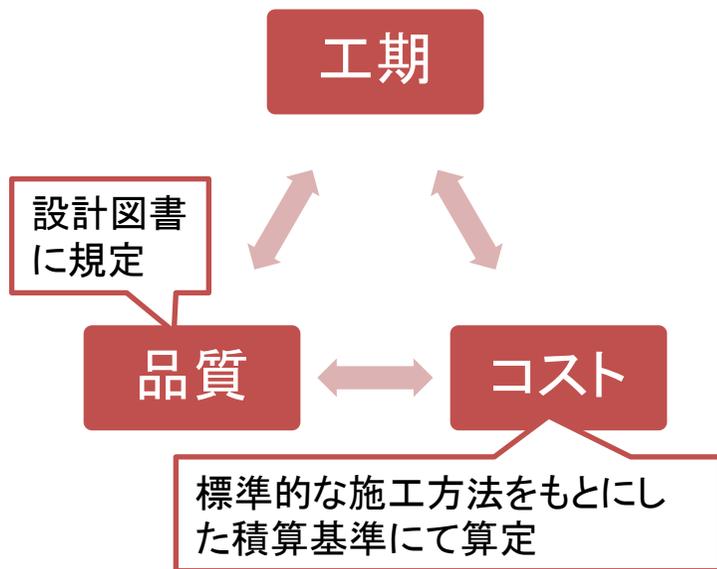
名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、4週7休未満	4週7休以上、4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、4週7休未満	4週7休以上、4週8休未満	4週8休以上
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

直轄土木工事における適正な工期設定指針(概要)

- 国土交通省直轄土木工事において、率先して適正な工期を設定するための指針を令和2年3月に策定。
- 具体的・定量的に工期の設定方法を示すことで、できるだけ個人の経験等によらず、適正な工期設定が可能に。
- 設定方法は「工期設定支援システム」としてプログラムをオープンにしており、外部から改善点の指摘も可能。

本指針にける「適正な工期」とは、設計図書に規定する品質の工事目的物を、標準的な施工方法(コスト)によって施工する際に必要となる工期のことを指す。



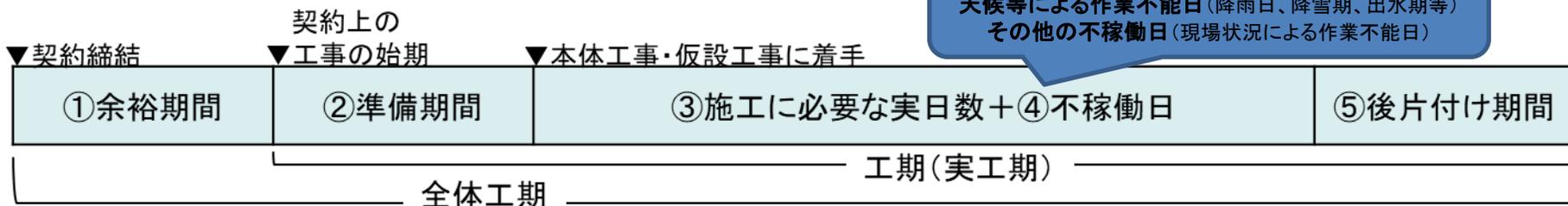
工期設定指針の構成

- (1) 工事発注段階
 - ① 全体工期に含むべき日数・期間の設定
 - 〔 余裕期間、準備期間、施工に必要な実日数 〕
 - 〔 不稼働日、後片付け期間 〕
 - ② 「工期設定支援システム」の活用
 - ③ 工期設定の条件明示等
- (2) 施工段階
 - ① 工事工程クリティカルパスの共有
 - ② 工期延期に伴う間接工事費の変更
- (3) 工事完成後
 - ① 実績工事工程の収集

<対象工事>

国土交通省直轄土木工事(港湾・空港除く)を対象
 通年維持工事や随意契約を適用する応急復旧工事を除く

<設定工期のイメージ>



直轄事業における先導的な取組 参考資料

直轄工事における週休2日の取組方針(案)

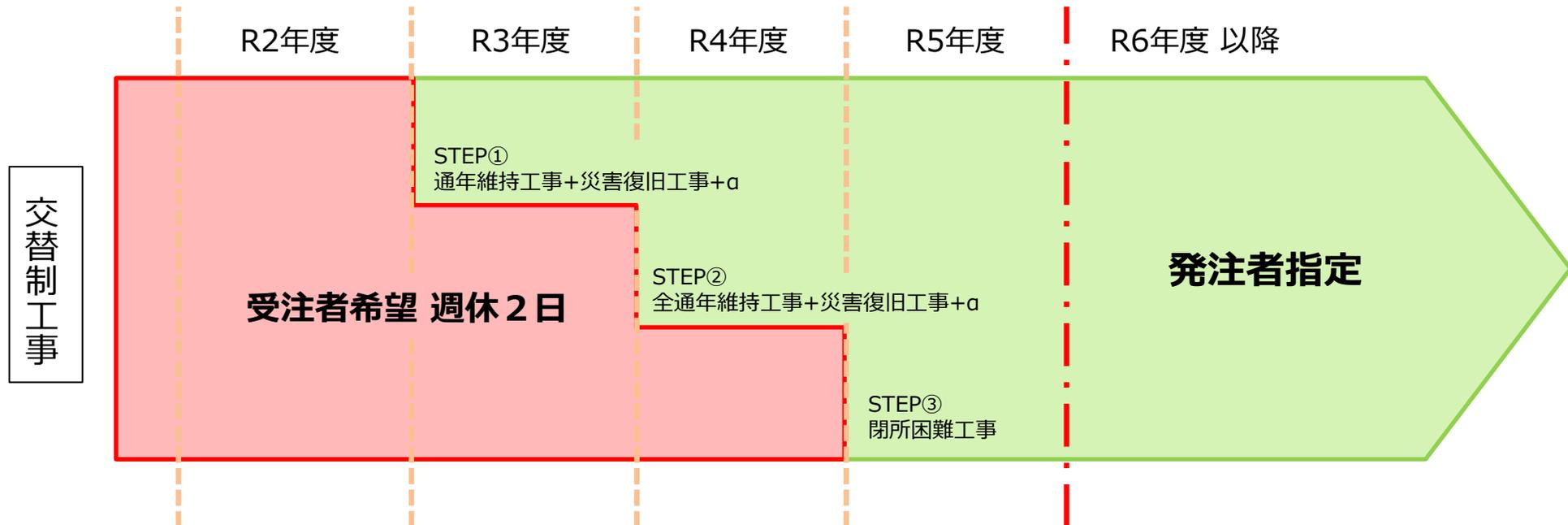
- 改正労働基準法（平成30年6月成立）による時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、直轄工事において週休2日工事、週休2日交替制モデル工事を順次拡大。
- 令和6年4月には、維持工事等も含めて、原則として週休2日の確保を目指す。

週休2日工事の取組方針(案)



直轄工事における週休2日の取組方針(案)

週休2日交替制モデル工事の取組方針(案)



◇週休2日交替制モデル対象工事(案) ※運用に向けて、今後詳細を検討

- 365日拘束される工事
 - ・通年維持工事等
- 連続して稼働しなければならない工事(閉所困難工事)
 - ・災害復旧工事
 - ・交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事
 - ・連続施工せざるを得ない工事(シールド・ニューマチックケーソン等)

週休2日対象工事の実施状況 = $\frac{\text{週休2日対象工事※件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象工事を
足し合わせて算出

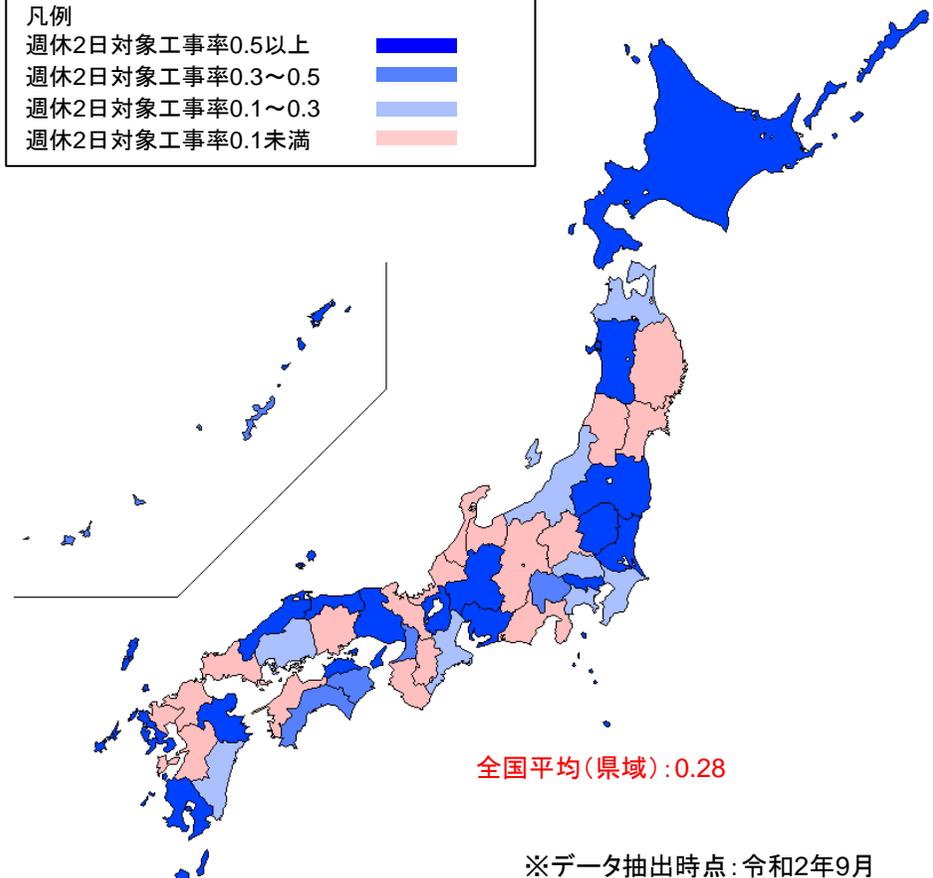
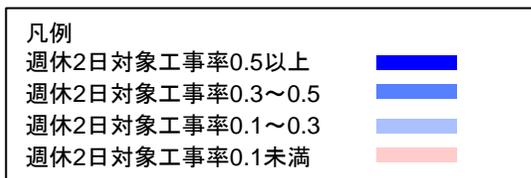
週休2日対象工事件数:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の
確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対 象 :対象期間中に公告等の発注手続きを行った全ての工事の件数。

対象期間 :当該年度(4月1日~3月31日)とする。

■ 週休2日対象工事設定割合の基準値(R1)

■ 基準値(R1)と目標値(R6)



地域	週休2日対象 工事設定割合	地域	週休2日対象 工事設定割合	地域	週休2日対象 工事設定割合
北海道	0.58 ⇒ 0.75	石川県	0.09 ⇒ 0.50	岡山県	0.01 ⇒ 1.00
青森県	0.21 ⇒ 0.80	福井県	0.03 ⇒ 1.00	広島県	0.27 ⇒ 1.00
岩手県	0.02 ⇒ 0.70	山梨県	0.37 ⇒ 0.75	山口県	0.03 ⇒ 1.00
宮城県	0.02 ⇒ 0.70	長野県	0.01 ⇒ 0.75	徳島県	0.47 ⇒ 1.00
秋田県	0.69 ⇒ 0.80	岐阜県	0.67 ⇒ 0.70	香川県	0.83 ⇒ 1.00
山形県	0.09 ⇒ 0.80	静岡県	0.03 ⇒ 0.70	愛媛県	0.01 ⇒ 1.00
福島県	0.61 ⇒ 0.80	愛知県	0.65 ⇒ 0.70	高知県	0.40 ⇒ 1.00
茨城県	0.52 ⇒ 0.75	三重県	0.22 ⇒ 0.70	福岡県	0.05 ⇒ 0.90
栃木県	0.66 ⇒ 0.75	滋賀県	0.83 ⇒ 1.00	佐賀県	0.06 ⇒ 0.90
群馬県	0.02 ⇒ 0.75	京都府	0.09 ⇒ 1.00	長崎県	0.38 ⇒ 0.90
埼玉県	0.14 ⇒ 0.75	大阪府	0.36 ⇒ 1.00	熊本県	0.06 ⇒ 0.90
千葉県	0.21 ⇒ 0.75	兵庫県	0.71 ⇒ 1.00	大分県	0.69 ⇒ 0.90
東京都	0.61 ⇒ 0.75	奈良県	0.05 ⇒ 1.00	宮崎県	0.17 ⇒ 0.90
神奈川県	0.13 ⇒ 0.75	和歌山県	0.05 ⇒ 1.00	鹿児島県	0.52 ⇒ 0.90
新潟県	0.29 ⇒ 0.50	鳥取県	0.94 ⇒ 1.00	沖縄県	0.34 ⇒ 0.80
富山県	0.05 ⇒ 0.50	島根県	0.74 ⇒ 1.00		

※データ抽出時点:令和2年9月

※目標値は令和6年度末時点の値とする